

1 会議名

第2回阿賀野市障害者自立支援協議会

2 開催日時

平成29年8月2日(水) 午前10時00分から午前11時30分まで

3 開催場所

阿賀野市役所1階 第1多目的ホール

4 出席者の氏名(敬称略)

- ・丸田秋男、湯浅優、音田律子、関川敦子、近藤浩、五十嵐愛子、田中晋、星玲子
(欠:佐藤寿樹、小林茂之)(10人中8人出席)
- ・事務局 障がい者基幹相談支援センター 立川センター長、帆苺係長
障害福祉係 保科係長、渡辺主幹

5 議事

- (1) 障がい福祉計画について
- (2) 阿賀野市手話言語条例(案)の進捗状況について
- (3) 意見交換

6 発言の内容

開会 <事務局>

事務局: これより平成29年度第2回阿賀野市障害者自立支援協議会を開催いたします。本日は、お忙しいところ、また暑いなかお集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、2名より欠席連絡をいただいておりますので報告させていただきます。また、本日は障がい福祉計画に関するアンケートの内容につきましてご確認いただきますので、計画等作成業務委託業者の株式会社オリス熊倉様にもご出席いただいております。ご了承いただきたいと思います。

それでは、まず丸田会長からごあいさついただきたいと思います。

会 長: 計画づくりに向けての基本となりますアンケート調査になります。活発できめ細かい議論をお願いしたいと思います。是非、ご意見をいただきよい調査がで

きるようにしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。ここからは、会長より進行をお願いしたいと思います。

議事（１）障がい福祉計画について

会 長： それでは、議事の（１）障がい福祉計画についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 本日、皆様からご意見、ご協議いただきたい部分につきましての説明になります。第３次阿賀野市障がい者計画・第５期障がい福祉計画ならびに障がい児福祉計画の策定につきましてアンケートを実施させていただきたいと思っております。それにとまなまして、一旦、作成いたしましたアンケートの内容を、７月に庁内で保健師等を交えまして揉ませていただきました。さらに、内容を精査し作り直したものを、本日皆様からご意見いただければと思っております。アンケートを配布する対象者のかたについてもご協議いただきたいと思っております。

対象者につきましては、３手帳をお持ちの皆様、自立支援医療手帳をお持ちの皆様、難病のかたを考えております。拾い上げてみますと対象者は約３,０００人となります。これは、重複した手帳保持者を除いた数字です。事務局として考えておりますのは、難病のかたにつきましては、３５３人の対象者です。そのうち１２１人のかたが障害者手帳をお持ちですので、そのかたがたに配布させていただきたいと考えています。身体障害者手帳をお持ちのかたは、１,８０１人。そのうち８５歳以上のかたが４０６人。８０歳以上になりますと約７００人。療育手帳につきましては３２０人。そのうち８０歳以上のかたは２人。精神福祉手帳につきましては、３１３人。そのうち８０歳以上のかたは７人。自立支援医療につきましては、３０９人。そのうち８０歳以上につきましては２人。

何歳以上を対象にするのかそれとも年齢制限はしないのか等、ご協議願いたいと思っております。

オリス： 回収率につきましては、年々下がってきている傾向にあります。３年に１回という周期で、いつもおこなっていると感じるのではということもあります。全体的にルビを振っておりますので、若干ページが多いように感じられると思

いますが、今回のアンケートですと 15 分程度の時間を要するかと思います。アンケートの量や足りないという部分についてご意見等ございましたらいただきたいと思います。

会 長： 国のガイドラインや県の考えかたなりで、踏まえておかなければならないことはありますか。対象者の年齢制限の扱いについて。

事務局： 介護保険との絡みもあります。当初に比べますと介護保険優先ではなく、障がい者のおかれている状況やニーズによってご希望を加味しておこなうことや、介護保険への移行の費用負担の見直しなども 30 年度から関係してくると思います。しかしながら今のところは、国・県の指針のところでアンケートの年齢制限につきましては考えてはいません。

会 長： 予算的には、全数調査は可能ですか。

事務局： 2,500 人分の予算はあります。しかし、アンケートにボリュームがある場合は予算的にはオーバーするのではと思っております。しかしこれに関しては、財政部と話し合っておりオーバーしたぶんについては随時対応するという事になっています。

会 長： それでは、委員の皆様よりご意見いただきたいと思います。単にこうすればいいあすればいいではなく、どうしてそうするのかというところをこの場で議論できないといけないですね。

B 委員： 阿賀野市の障がい者全般を考えると、年齢制限を設けずできるだけ多くのかたの意見を聞くべきかと思います。

会 長： そうすると調整項目の兼ね合いになってきますね。介護保険を利用していて障害福祉サービスを使っていた時より使い勝手が悪いと感じているかたがなかにはいらっしやるでしょうから、その辺の溝をどうやって拾い出すかという絡みにもなってきます。

B 委員： それを待っている人もいらっしやるし、そういう観点も非常にだいじだと思います。

会 長： 行政の立場からはどうでしょうか。

H委員： 若い人より高齢者の人が答えてくれるのではないのでしょうか。高い年齢層を除くと回答率が下がるのではないのでしょうか。2,500人分の予算があるのなら全員がいいと思います。年齢でわけてしまうとあとで問題がおきるのでは。

会 長： E委員いかがでしょうか。

E委員： 難しいですね。介護保険制度を受けている人も全員となりますね。回収方法は返信用封筒で回収ですか。

事務局： はい。返信用封筒です。件数が2,500人分を超えるようでしたら財政部と話しをいたします。

会 長： A委員いかがでしょうか。

A委員： 一般的に言えば、幅広く皆様のご意見を伺って、回収できたものを介護保険適用の人とそうでない人とで分析するのが一番いいのだろうとは思いますが、しかし、予算とか労力を考えますとわからないというのが正直なところです。

内容には関わることではないのですが、阿賀野市は障害の害の字の表記について、法令で定められているものについては「害」そうでないものについては「がい」とひらがな表記するという統一した見解があったかと思いますが、このアンケートには表記が混ざっているようです。もう一度精査したほうがいいかと思えます。

会 長： D委員いかがでしょうか。

D委員： いちばん人数の多い身体の手帳を持っていらっしゃる80歳からの人が、実際に障害のサービスは利用されているのでしょうか。

事務局： サービスの利用はございません。

D委員： そうすると介護保険を使っているかいないかになりますね。そうなるのでしょうか。

会 長： 県障（重度心身障害者医療費助成事業）は使っているということでしょうね。

事務局： はい、そうですね。

会 長： 専門家にお聞きします。悉皆調査のメリット・デメリット、全世帯の抽出で行った場合のメリット・デメリットなど、皆さんにわかりやすく説明していただけますでしょうか。

オリス： 全員が対象でとの意見が出ていますが、対象者の抽出については「介護」はこのくらいと国に指針が示されたのですが「障害」は出ておりません。「介護」の場合はどのくらいのデータがあれば有効なのかという疑問が市町村でありましたが、正式に案がでましてこのくらいのデータがあれば意向がくみ取れるというものです。しかし、「障害」の場合はそういった傾向がありません。

デメリットやデータについてはどうかについてですが、今回は障害福祉計画と障がい者の基本計画ということで阿賀野市では第2次の計画が動いております。障害福祉サービスの利用の有無に関係なく町づくりの分野を含めた内容の計画になります。介護サービスを優先して障害サービスを利用していないかたがいらっしゃるようですが、全体を考えれば幅広く予算内で意見を拾ったほうがいいのかもかもしれません。

回収率によってですが、年齢でお聞きしている基本的な属性があります。性別・年齢別がこの調査内容の項目にありますし、何歳と聞いておりますので、「児」の部分から65歳以上まで区分けができます。対象が居ても居なくてもデータ上は区分けができる設定になっています。対象をどうするという悩みはありますがデータ上は区分けができます。

介護保険サービスの利用が市で把握できていると思いますので、そのデータをもとに調査の内容を変えていけばいいかと思います。

会 長： ありがとうございます。
もう少し意見交換していきましょうか。

B委員： 障がい者全般で広く情報を集めたほうがいいのではと思います。だいたいなことですので。

会 長： F委員いかがでしょうか。

F委員： 阿賀野市の総合計画に関する設問もなかにはありますので、できれば広い年齢層のかたからご意見いただいたほうが、市としてもいろいろな施策に反映でき

るのではないかと考えております。

会 長：細かいことですが、統計上どう取り扱うかということに関連するのですが、回収率が6割であったとしてもある設問でノーアンサーが6割入っていた場合、回収率は高いがそのなかの無回答はどういう意味があるのかということまで考えて欲しいと思います。

例えば、高齢のかたは特養など介護保険で入所施設に入っておられ回答できない場合には無回答が多く、有効回答でみていくと若い世代の回答が多くなっていきます。ただ単にでてきた回答だけでなく、それがどういった意味をもつのかという分析的な視点まで入れていただけると有り難いと思っておりますが、そのあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

オリス：まずは年齢です。障がいの場合は男女というのはあまりでてこないのではと思います。一部グループホームなどは男女別の要望があった場合に性別のデータが必要な場合もありますが、分別しているケースはあまりありません。ただ年齢でその回答の比率であるとか、年齢構成に対して何人のかたが回答をだされたかがわかれば、集計上は年代の回答率ができます。全体の年齢別の基本的なクロスは考えておりますので、そのなかで傾向はでてくると思います。

つぎに無回答の扱いについてです。作成時に注意しているのは答えられない無回答者をなるべく無くしたいと思っています。対象者を限定していると無回答に当然なってきます。選択肢に「わからない」とつけると無回答になりにくいのです。できる・できないだけでは無回答に成りかねないのです。

会 長：クロス集計を増やしたいという欲がでてくるのですが、増えれば増えるほど予算に関係してきますよね。

F委員： そうだと思います。

オリス： プログラムをひとつ組めばすべて数字がでてきます。ただ、報告書に入れるという業務がおおきいのですが、皆さんからみてもらいわかってもらうという資料作りはできます。目次だてして構成し文章にすると時間がかかりますが、集計表だけでも全部の設問がでるようになっていきますし、項目が何個までという制約はありません。

クロス集計はやってみてわかるのです。一旦、おこなってみてからですね。

B委員： そういう分析をたくさんいただくほうがいいですね。

会 長： おおよその方向はでたかと思います。設問項目について、この場でひとつひとつチェックをしていくのか、基本的な方向ができれば専門のかたがたがいらっしゃいますので、項目については時間をおいてみていただいて過不足も含めてお届けをすればいいのか。

とくにクロスの部分については、どうしてもここは重大的なクロスをかけてほしいとか、そういう意見はこの場でいいのかどうなのか。

これからの作業スケジュールもあるとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 今回、一番だいじなのはアンケートの内容になります。皆様にお配りしたアンケートの内容の文言が間違っていないかどうか。内容が不足していないかどうか。それから対象者はどうしたらいいか。

そのあたりをご意見いただいて、来週以降にでもつくりあげまして発送というかたちにしたいとは考えておりました。

会 長： 確認です。年齢を問わず全世代で幅広い調査をおこなったほうがいいのではとの意見がありました。予算的に何とかかなりそうとのことですが、否定的なご意見などありますでしょうか。

E委員： データはたくさんあったほうがいいと思います。各場面でデータが活躍するようでしたら幅広い調査がいいのではないのでしょうか。

D委員： データが年齢別に分けられるとお聞きしましたので、年齢層をひろく設けてもいいのではないのでしょうか。

会 長： 調査について傾向等ありますでしょうか。その他、専門家の立場から教えていただけることはありますか。

H委員： 3,000 件あればじゅうぶんかと思います。50%くらいの回収率が見込まれるのではないのでしょうか。アンケート調査ですとだいたい 1,000 件あれば恰好がつかます。標準誤差が3%くらいでしょうか。

事務局： 前回の調査の際は約 1,000 件でした。

会 長： 前回は悉皆調査でしたか、抽出調査でしたか。

事務局： 抽出でした。

会 長： 年齢を超えて、障がいのあるかたに対して一定の認知度調査をするというのは、市民にとってもたいへん意味があると思います。阿賀野市の政策の考えかたが反映していると受け止めれば、全数調査という方向で協議会は了承ということによろしいでしょうか。

事務局： 難病のかたにつきまして先ほど申し上げましたが、3分の1のかたが障害者手帳をお持ちで、残りのかたがお持ちでないのですが、事務局としては3分の1の手帳をお持ちのかたをアンケートの対象にと考えておりますが、その件に関してはどうでしょうか。

B委員： 難病といってもさまざまで、身体障がいがない難病もありますし、障害者手帳をお持ちのかたでよいのではないのでしょうか。
難病のかたを含むとなるとアンケートの内容も大幅に変えなければ、意味がないのではないのでしょうか。難病のかたにとっては実感もさまざまでしょうから。

会 長： その背景にあるニーズも知りたいところですが、今回は障害者手帳をお持ちのかたを対象ということで、いかがでしょう。
それと、表記についてはさきほどA委員からご指摘がありました。内容について何かご意見はありますか。

事務局： 皆様に事前にお配りさせていただきましたが、何かお気づきの点があればお願いいたします。

B委員： ルビを振る必要がある対象者は、どのようなかたを想定されていますか。

事務局： 昨年の10月に手帳をお持ちのすべてのかたにアンケートをとらせていただきました。その際も、ルビを振る必要があるというのが根本にありまして振らせていただきました。ルビを振る必要がないかたもいらっしゃるのですが、必要なかたがなかにはいるという判断で、膨大な量と読みづらさはありますが今回も全員に同じものを発送したほうがいいのではと思っております。

B委員： ルビを振らないと理解できないかたがたがいたとします。そのかたたちに対してのアンケートで、文言や市の施策のなかに理解しがたい言葉や専門用語が出

てきます。そこにルビを振ったとして、どれだけ理解していただけるのかがわからない。わからないと回答のしようがないということが出てくるのではないのでしょうか。

C委員：子供たちにこれを見せたのですが、やはりルビが振ってあれば読めるのですが、ふりがなを読めても言葉は理解できないことがあります。

会 長： すごくだいじなことです。ルビを振れば配慮してあるという形式的なことではなくて、読んで内容が理解できるかどうかというご指摘ですね。阿賀野市のオリジナリティを考えれば、行政として外せない説明としての一行二行があってそれを読んでもらえれば、この計画は当事者やご家族に届くのではないのでしょうか。

C委員： わたしは一緒に説明しながら話をしたのですが、たしかに必要な部分だと思いますね。

会 長： そこは事務局として、一旦受け止めていただいてすべてを書きかえることは難しいでしょうが、誰が読んでも調査の内容がわかるようにご配慮お願いできますでしょうか。

事務局： ありがとうございます。検討させていただきます。

会 長： 内容についてですが事務局で想定していることはありますでしょうか。

事務局： 今回は「障がい児」の計画がはじめてになりますので、今までにないボリュームで「障がい児」のアンケート項目を入れさせていただいております。基本的にはご本人がアンケートに答えるということですが、保護者に回答いただく内容もございます。アンケートの量として適当なのかどうかは非常に気にはしておりました。

会 長： 障がいの重度のかたのショートステイの活用や小児養育センターについては、阿賀野市のかたが利用したいと思ってもなかなか難しいということがあるとの話ですが、使い勝手についてなどご意見はありますでしょうか。

D委員： アンケートの内容については追加や修正は考えていませんでしたが、声が上がっている話ですと、いま話があった重心で医療が定期的に必要な場合のお子さ

んは、地元の学校に通えたとしても利用できる施設が地元には少ないということ
を皆さんがよくご存じです。

事務局： ご指摘があった重心のかたや医療行為がある児童の行先や受け入れ施設も含め
てですが、不足しているのは阿賀野市を含めて県内全域になっていると思いま
す。そのあたりも拾いあげていかなければならないでしょうし、是非アンケー
トでお答えいただいて人数の把握ができればいいと思っております。

会 長： いまの話の関連で耳に届いてる話などありますでしょうか。市が把握している
療育手帳と身体障害者手帳との両方をお持ちで比較的年齢が低く、学童の未就
学も含めて重度のかたはどれくらいのかたがいらっしゃるのですか。

事務局： 正確な人数はいまお出しできないのですが、就学前のかたについては阿賀野市
で児童発達のサービスを行う施設が開設し、医療行為が必要なかたが利用でき
るようになりましたので人数の把握はできる状況です。

会 長： 全県的にはなかなかショートステイの政策が進まないようです。

C委員： 実際、重心でも医療的ケアが必要かそうでないかで内容もだいぶ違ってくるは
ずです。保護者のかたへのアンケートがあるのは非常によいことだと思います。

会 長： **いただいた意見をお預かりし**、あとはどう扱うかですね。学習障害、ADHD、
広汎性発達障害等、診断基準上の分類はあるのですが、当事者や保護者が
障害により区別がある質問を設けているアンケートをちゃんと認識できてい
るかどうかは気になりました。

B委員： こういう専門用語を理解できているかどうかも気になりました。アンケートの
設問の意味が難しいと感じる箇所もありました。ひとつひとつの設問の言葉を
一般のかたがどう理解してくださるかなど、こまかいところが気にかかります。

E委員： アンケートのなかに障害福祉サービス限定の設問がありますが、介護サービス
にも「ホームヘルプ」などいろいろありますが、介護保険を利用されているか
たがこれを読むと「○」をつけてしまいそうな気がします。年齢で分けての設
問になっていくとは思いますが。

事務局： 「ホームヘルプ」や「短期入所」など介護保険と同じ名称を使う設問がいくつ

かあります。そういう場合は介護保険を利用のかたもお答えいただくということ想定して年齢を分けて集計をおこなっていきたいと思います。

オリス： 40歳以上のかたが特定疾病を利用できますがその部分はいままで分類はしたことはありません。入れるとしたら基本の属性のなかで介護保険の認定を受けているか障害福祉サービスを利用しているかを盛り込めばいいと思います。

会 長： そこは問題提起ということですね。どう扱うかですね。

F委員： 設問に関する誘導の仕方をうまく展開できれば、しぼれるのかと思います。

会 長： 計画相談に関する設問などはいらないでしょうか。

D委員： 相談支援についての設問については、いま利用されているかたは答えやすいでしょうけれど、「今後利用したいですか」と聞かれたときにはわかりづらいのではないのでしょうか。

会 長： 事務局としてはいつまでの期限を考えているのでしょうか。

事務局： アンケートの発送をお盆前にすれば、皆さまがお盆期間で時間があるのではないかとおっしゃっていましたが、きちんとした資料を作成し精査するという前提ではお盆過ぎでも支障はないかと思えます。

会 長： いままで出た意見は、事務局でもお預かりをされたとは思いますが、委員長の方でも一旦持ち帰りまして、早急にお返事したいと思いますよろしいでしょうか。

事務局： ありがとうございます。

会 長： ひとつひとつの設問に関しての意見は出しきれませんでした。そこは事務局と私のほうで調整していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

A委員： 就労に関する設問で「どのような環境が必要ですか」という問いがありますが是非、就労に必要なための訓練であるとか就労後の定着支援などを載せたらいいのではと思いました。

会 長： 他にご意見はございますでしょうか。

細かいところを見はじめるといういろいろありそうですが、ひとまずこれでよろしいでしょうか。

委員のかたがたにはひとまず持ち帰りいただいてお気づきの点がありましたら 10 日頃をめどにお届けいただく。私のほうでも整理をしてお届けをするということでご了承いただけますでしょうか。

事務局： はい。宜しく願いいたします。

ありがとうございました。

議事（２）阿賀野市手話言語条例（案）の進捗状況について

会 長： 引き続きまして、阿賀野市手話言語条例（案）の進捗状況についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

事務局： 第 1 回目の協議会でいただいたご意見の変更からご説明させていただきます。条文中の変更点は障害の表記についてご意見をいただきました。

条文の箇所ですと前文中の「障がい者の権利に関する条例」のひらがな表記を「害」と漢字表記といたしました。第 7 条にあります「障がい者計画」と表記し「がい」とひらがな表記にしておりましたが、「障害者基本法に呈する障害者計画も法令計画であるため漢字表記となる」とのご意見から漢字表記に訂正いたしました。

阿賀野市の「障害」のひらがな表記の取り扱い指針にも、「ひらがな表記とした場合、法令用語の引用等により変更できない障害、ひらがなの『障がい』が条例上に混在して、読みにくくわかりにくくなる場合、障害の『害』は漢字表記とする」に基づいて漢字表記にいたしました。

つぎに、市民の役割としての条例です。モデル条例では「市民も共に生きる地域社会づくりの責任という、まさにともに生きる社会の実現に向けての市民の役割を担う」という表記があります。市では協議のプロセスをもって、目的をもって削除されたのかとのご意見がありました。市民の役割として第 5 条「市民は、手話やろう者等に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するとともに、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする」と訂正いたしました。訂正前のモデル条例第 4 条第 2 項の「ろう者の役割」を削除いたしまして、ろう者も健聴者も含めて市民として定義いたしました。市民の役

割について明記するような表記となっています。

ご意見いただきました「市民の役割」として「地域社会でともに暮らす一員として暮らしやすい地域社会の実現を担う」ことを加筆いたしました。

また、事業所も役割を位置付けるために別条といたしました。

次に、パブリックコメントの実施結果の公表についてです。

期間は7月7日から24日までの実施とし10件7名のかたからのご意見をいただきました。

内容といたしましては、「条例が制定されて期待している」等、おおむね好意的なご意見でした。その他として「財政上の措置については最大限努力をしてほしい」というご希望もありました。「ろう者等及び関係者の意見を反映させてほしい」「災害時や医療機関での対応、学校での普及」「公的機関や会社、事業所等での手話のできる人の養成・配置」など具体的な意見もいただいております。また、ご意見をいただいて訂正をいたしました箇所があります。第7条に関しましてですが、障害者基本法第11条で市町村は第3項に規定されているということから「第2項」から「第3項」に訂正させていただいております。

阿賀野市の手話言語条例制定までの今後のスケジュールですが、パブリックコメントをまとめまして8月1日からホームページにて公表しております。また、各支所、京ヶ瀬図書館でもご意見を配布・掲示しております。議会へは条例案件の提出が済んでおりまして、4日に社会厚生常任委員会への条例に関する説明を行うという予定です。

会 長： ありがとうございます。この件の説明に関して、ご質問やご意見はありますか。

ご意見はうれしかったですね。われわれが気付かなかった条項の見落としの部分までご意見いただいて有難かったですね。

A委員： 表記の件で、「なにになにするとともに」はひらがな表記ですが「共に一緒に」は「共」です。原文の最後の「ともにささえあい」の「ともに」はこれでよいのでしょうか。

事務局： 条例委員会からも、いまのご発言どおりのご指摘がありました。根拠といたしましては障がい者計画がひらがな表記となっております、それにあわせてひらがな表記となっております。

会 長： この件につきましては、ご報告をいただいたということでよろしいでしょうか。
ご報告いただいた件に関してはご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

事務局： ありがとうございます。

議事（3）意見交換

会 長： それでは、ここからは意見交換といたします。

障害者差別解消法の認知度についてです。名称に関する認知度もあれば、内容に関する認知度もありますが、内容まで知っているというかたはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

D委員： 新潟市は条例にしましたので、皆さんがわかるようにいろいろな場所でひとつひとつ事例にそって私たちも説明を受けています。すこしずつ広まってきているのかなあと思っています。

E委員： お話を聞いていて、私自身もっと勉強をしないといけないと感じております。

会 長： 嫌がらせや暴力を受けたことがあるということまでであって、どんな嫌がらせを受けたかやどんなつらい思いをしたかなど、具体的な事柄の調査をしたことは阿賀野市でありますか。
なかなか聞けませんね、このような話は。

事務局： 昨年のアンケートの際に障害者差別の設問がありまして、最後に文章にてご意見をいただくという箇所がありました。その際にいくつかの記述はありました。選択肢があるともう少し答えやすくなるのではないかと思いました。

会 長： 書いていただくというのもよいのかもしれないですね。

F委員： 意外なご意見が聞かれたりするのかもしれませんがね。

オリス： 今回は「嫌な思いをした場所」としか聞いていません。「自由意見」というかたちでその内容が具体的にあれば聞いていけますね。それを聞いて分類もしてい

けるとは思います。

会 長： 全体をとおしまして委員の皆様からご発言があればいただきたいと思います。

A委員： 前回の協議会の手話言語条例について思い返しておりましたが、条例ができることはよいことだなあとと思います。教育の現場では、手話と口話はどちらも認めて使っているというのが現状ですが、今回の条例での手話に傾斜した考えかたが世界共通なんだと認識しました。それをどれだけ具体化していくということがだいじなことだと感じましたし、今後そういうかたがたが施設を利用された場合の対応を考えていこうと思いました。

C委員： 先回は年齢別に集計していただいていたので見やすかったです。たとえば、知的障害をみても軽度や重度と障害の程度はさまざまです。障害の区分によっても集計して分類していただくといいのではと思いました。障がいをおもちのかたの家族背景ですが、高齢化が進んでおりますので家族のなかでの立場上の位置が重要だったりします。障がいをおもちのご自身をご両親を介護されている場合もありますので、そのあたりもわかるといいですね。

E委員： アンケートはどんな結果ができるかわからないのですが、事業所の立場から言わせていただきますと、この結果を踏まえて2年後、3年後の事業として何ができるのかということを考えさせていただくうえで、よいデータだと思います。担当されるかたがたは大変でしょうが宜しくお願いいたします。

B委員： アンケートのひとつひとつの項目で何度も申し上げますが、ルビを振ればいいというものではなくて、わかりやすい表現で理解していただきやすい心遣いと申しましょか、それも障がい者へのひとつの心遣いなのかなと思います。アンケートひとつとっても、当事者の立場にたっていかにわかりやすく尋ねてあげられるか、そういう視点がだいじだと思います。

D委員： 手話言語条例が阿賀野市ではじめて制定されると聞いて素晴らしいと思いました。手話ができ、会話として成り立っていくという地域になるように望んでおりますので、条例が制定された後に具体的にどのように進んでいくかも一緒に考えていければと思います。

H委員： やはり回収率が気になります。回収がおもわしくない場合は何か考えていらっしゃいますか。はがきで念押しや保健師さんの訪問など考えておいたほうがい

いのではないかと思います。アンケートの量も多そうですし、最初に「何分くらいかかります」との記載があってもいいのかなと思います。あと、関係団体にはあらかじめアンケートをすることをお知らせして協力してもらったほうがいいと思います。

会 長： いまの話に関連してですが、施設に入っていらっしゃるかたはご家族にお送りするのかご本人の生活の場にお送りするのか。

事務局： 手帳の住所に送るということで考えております。

介護の特別養護老人ホームに入所のかたで住所が移っているかたはそちらへの郵送のかたもいらっしゃいます。

障がいの施設入所のかたは自宅というかたもいらっしゃいます。障がいの施設入所のかたに関しては住所を把握しておりますので、住所地とは関係なく施設への直接郵送でと考えておりますので、回答率も若干上がるのではと考えております。

F 委員： 自立支援協議会からはたくさんの貴重なご意見をいただきました。こちらで気が付かないことを教えていただき助けていただいたということがたくさんありました。今回もそのとおりで、いただいたご意見に対して行政ではない立場から考えてみることも必要だと感じました。
ありがとうございました。

会 長： B 委員からのご発言は、県の自立支援協議会で紹介してもよろしいでしょうか。阿賀野市の自立支援協議会での意見として、行政がつくった文章にルビを振れば相手の人権を配慮することになるんだという想定ではあるが、外形的な配慮になることがないように気をつけなければならないという内容です。

それではこれでよろしいでしょうか。

事務局にお返しいたします。

事務局： 長時間にわたり、活発なご審議いただきありがとうございました。

次回の協議会の開催は、アンケート調査の報告書の取りまとめがあるということで 10 月上旬を予定しております。また、ご案内さしあげますので宜しく願いいたします。

これにて閉会とさせていただきます。